

名古屋市環境審議会 第5回 環境影響評価部会  
会議録

1 開催日時  
平成23年10月27日(木) 午前10時～午後0時5分

2 開催場所  
市役所第3会議室(西庁舎12階)

3 出席者

- (1) 審査委員(五十音順、敬称略)
- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 香坂 玲  | (名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授) |
| 河野 義信 | (社団法人中部経済連合会産業技術部長)   |
| 土屋 由紀 | (名古屋女子大学非常勤講師)        |
| 豊島 明子 | (南山大学大学院法務研究科准教授)     |
| 鳥居 憲一 | (公募委員)                |
| 原田 彰好 | (愛知県弁護士会)             |
| 福井 清  | (公募委員)                |
| 吉久 光一 | (名城大学理工学部建築学科教授)      |

計8名

(2) 事務局 地域環境対策部長始め8名

(3) 傍聴者 2名

4 議事及び意見等の要旨

事務局が、今回の部会の出席者が8名であり、部会が成立していることを確認した。また、本日のスケジュールについて簡単に説明した。

議題1：環境影響評価制度のあり方について  
ア 環境影響評価の技術手法等

[部会長] 「ア 環境影響評価の技術手法等」について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] (資料1、参考資料1,2について説明)

[部会長] ありがとうございました。資料1でAとBに項目が分かれています。まず、Aについてご意見はいかがでしょうか。

[委員] 技術指針の生態系関係ですが、今までの生態系、動物、植物については、どうしても定性的な評価になって、なかなか定量的な予測がなされません。そうすると、実行可能な範囲で保全されているという結論に結びついてしまうものですから、私の今までの経験では、特に生態系関係については、アセスの実効性があまりないのではないかという印象を持っています。今の最新の知見がどの程度かよくわからないのですが、定量的な評価の手法も徐々に日本でも例が出ているようですし、アメリカでは相当前から定量的な評価の手法が開発されて実用化されているようですから、ぜひ、そういった方法を先取りできればしていただきたいと思います。

[部会長] それで、具体的な内容は審議会のほうで検討してもらえばいいので。

[事務局] 具体的な手法は審査会で専門的な方に意見をいただきたいと思っています。生態系や多様性についての定量的な評価について、そういった動きがあることも聞いています。資料2頁の表

の一番右の例の2つ目に生態系の生息地の評価指標というものがありますが、例えば、日本生態系協会が出しているハビタット指数、インデックスを用いて計画的に評価をする方法があり、東京では実際に適用された事例があります。そういった先進的な事例や、生物多様性のオフセットの評価など、今後色々な最新の知見等を集めて議論をしていただければと考えています。

[委員] もうひとつ、これはアセスの直接の対象ではないのですが、市内の各地域での生息地の評価は、客観的には違ってくるかと予測されます。アセスメントにおける評価指標に役立つので、名古屋市でもそのような色々な指標を積み重ねた面的なデータを蓄積していくような制度づくりをしていただきたいと思います。

[部会長] 予測評価の基礎データがそれでいいのかどうかについては、生態系に限りません。

[委員] 今の話は対象事業の種類と規模にもつながっていく話になると思います。新しい評価の仕方によって、規模も再検討されていくと思いますが、それは審査会で検討されるのでしょうか。

[事務局] 対象事業の種類や規模については、環境影響評価審査会で議論することにはなっていません。あくまでも一定の種類と規模が決められていて、それを上回る事業についてアセスメントを行う時に、例えば、生態系、騒音等でどういう予測をするか、それが妥当なのかということを審査会で議論していただきます。

[委員] Aの環境影響評価の項目の議論の論点の確認ですが、技術指針の具体的な中身に関しては別の場で行うとすると、ここでは何を議論するのですか。

[部会長] 最初の意見のように、生態系についての定量的な予測についてはここで出してもらったほうがいいのですが、データの蓄積についての要望や対象の規模については、ここからは切り離さないと難しいという気がします。

[事務局] 今回、今後のアセス制度についての全体的な見直しをお願いしていますので、条例本体に係る制度の部分や技術的なところがあります。技術的な改正の方向性については、この部会で議論をしていただき、事務局の考えに対して修正等があればご意見を頂きたいと思います。なお、技術指針については条例で審査会の意見を聞かなければいけないということが決められているものですから、そういう意味で審査会に必ずかけるという言い方をしています。

[委員] 審査会との役割分担はわかりました。ここでは、一番下の方針の話をすればいいということで、基本計画に関わる話等で、今まで配慮されていないものがあれば、最新の計画、現状・課題を盛り込む。もうひとつは、技術指針は平成11年に策定され、平成18年に改定されたといえども古い話なので、今ある最新の知見や技術、調査の仕方等を盛り込んでいただきたいという感じでいいですか。

[事務局] はい。それを受けて今後進めていきます。

[委員] 環境影響評価は、出てきた案件に対して環境への影響をできる限り抑えてやれないだろうかというものです。そうすると、名古屋市が打ち出している環境都市像の健康安全都市の中の「公害健康被害の救済・予防」等について、果たして環境影響評価の項目として入れるのが妥当なのかと考えていました。自然共生都市に、「自然のネットワーク化と生物多様性の向上」がありますが、これもどのようにして名古屋市全体をネットワーク化するか、あるいは多様性を豊かにするかという話ですし、低炭素都市でも、駅そば生活圏の形成や交通体系の創出というのは、環境影響評価で議論できる範囲を超えているような気がします。事業を行い改変する場所について、その位置が名古屋市全体のネットワーク化を考えたときに重要な場所であれば、それは十分考慮する必要があると思いますが、出てきた案件全てに対して項目化して評価したほうがいいと言うのは少しやり過ぎではないかと思います。いたずらに項目を増やしても中身が重複して書類ばかりが分厚くなって紙の資源の無駄遣いという感も否めないで、むしろ、生態系という項目に植物・動物を組み込んだりして項目を再改変して、ネットワークや生物多様性を総合的に取り込んで評価できるような形になればいいと思っていました。

例えば、名駅前の再開発の行われている場所と郊外で散策を楽しむ場所などをエリア分けして、どのエリアに事案が出てくるかによってネットワーク化や多様性を評価するように幅を持たせた柔軟なやり方でもいいと思います。

[部会長] 全ての事業で生態系を評価項目にしなさいということではなく、並べておいて事業ごとに項目を選ぶということですから、その心配はないと思います。

[事務局] 環境項目の選択は部会長の言われるとおりで考えています。資料の表の補足をさせていただきますと、表の左から3列目の網かけ部分については、現行の技術指針に入っていないものです。「⑤公害健康被害」の部分は、これからも入れるつもりは特にありませんし、「ごみの安全適正処理」については、名古屋市の環境局が収集したごみの処理を自ら行う部分ですので、これも対象にはなっていません。

[委員] ⑤はやるつもりがないということですが、この部分はどういう方向で話がされていくのですか。

[事務局] 「⑤公害健康被害」については、過去の大気汚染の影響でぜん息に罹られた患者の方に対して、医療費の補助を適切にしていこうという部分です。公害健康被害の救済の担当の部署がありますので、そこが担ってやっていくということで、アセスのようにこれから何か事業をするものとは直接関係がないと思っています。

[部会長] この①から⑤というのはどこで挙げられた項目ですか。

[事務局] 参考資料1は名古屋市環境基本計画の素案の抜粋です。一番後ろの頁に名古屋市の環境の施策の体系をこのようにしてはどうかということで挙げられています。

[部会長] これに対して、アセスの環境項目を並べていったということですね。

[事務局] はい。

[委員] そうしますと、自然共生都市の②のネットワークは現在の環境評価の項目には入っていないということですが、これは今後、項目として考えないのでしょうか。

[事務局] それはこれからの話です。資料の表では右から2列目で生物多様性の保全の視点を盛り込んでいきたいという表現にしていますが、新たに生物多様性の保全という項目を入れるのか、あるいは、動物、植物、生態系、緑地等という項目の中の予測の手法の一分野として入れるのかを審査会の場で議論していただきたいと思っています。

[委員] 審査会の場ですね。

[事務局] はい。技術指針の関係になりますので。そのときに、環境項目として追加した方がいいという意見や、逆に、先程あったように、一緒にした方がいいという話もあると思います。

[部会長] 新たに起こすかもしれないし、今までのものに入れるかもしれないけれど、原則として網かけの部分には環境影響評価の項目が入ってくるのですね。

[委員] 水質の話はあると思うのですが、水資源の有効利用については、事業を行うときに、何か出てくるとは思えませんし、交通体系も関係ない気がします。

[委員] 健康安全都市の有害化学物質の環境リスクの低減の「②情報の共有化」の下に風害、日照障害、電波障害、地域分断、安全性がありますが、ここはどういう意味ですか。

[事務局] 環境影響評価では環境という範囲を幅広くとらえていますので、いわゆる自然的な環境に加えて、社会的な環境、文化的な環境もとらえています。ただ、風害、日照障害、電波障害などの項目は環境局の所管ではなく、第3次環境基本計画には出てこないため、表の環境基本計画の列が空欄になっています。この5項目については従来アセスをやっていて、これからもアセスをやっていくときに、この4つの都市像でいけば、「健康で安全な生活環境の確保」が一番近いということでここに入れていきます。

[委員] 共有化というのは、どういうことですか。

[事務局] これは、PRTRなど有害物質をどれぐらい使っているかという話になりますので、これもこれから何か事業をやるときというよりは既にやられているところの共有化です。

[委員] 共有ということで、思い出したのですが、名駅前で、南地区、北地区、大名古屋ビルディングのアセスが行われていました。情報の共有をきっちり行えばいいのと思うのですが、アセスを早く行った方のデータが後の事業者にうまく融通できないということがありました。情報を共有してアセスに役立てるということを技術指針に明記することは出来ないのでしょうか。

[部会長] それはぜひやっていただきたいです。

[委員] 前の案件のすぐ側に大きいものが出てきたときに、実際には明らかに複合で影響が大きく出ているはずだと思うところがあります。そのときにデータが融通できないので自分の所だけでやるというようなことがあります。そのあたりはどうでしょう。

[委員] バックグラウンドについてはどうですか。バックグラウンドについてきちんと規定の中に盛り込まれていないかもしれません。

[事務局] 情報の共有については、複合での影響もありますので、私どもも必ず事業者と話をしていきます。しかし、影響の予測はピーク時に行いますので、ピークが前の事業者と後の事業者でずれているときに、後の事業者のピーク時における前の事業者のデータを、前の事業者がつくらなくてはいけないとしたら、少し違うと思います。後の事業者は前の事業者がわからないかどうか把握できないと思いますので、そういった難しさはあると思います。

[委員] 規模が少し小さくてアセス対象外の事業があって、そのすぐ近くで、少し時期をずらして同じような事業がされる場合で、それらを合計した規模であれば対象になるというような事態にはどのように対処していますか。

[部会長] 関連する事業の範囲をどのように考えるかということについては今回検討することになっていましたが、いかがでしょうか。

[事務局] それは今の制度でも課題になっています。アセスは規模要件が固まっていますので、どうしてもそれを少し下回るようなものは出てきます。要件を下げてそれを少し下回るものが出てくるので、苦慮しているところです。

それから、複数の事業を一緒に行えば大規模になる場合があります。現実としてはひとまとまりの事業がどこまでか判断していますので、2つの事業が違う事業者の別々の事業となると、個々の事業が規模要件にかからないとできませんが、それは見せかけで、実態はひとつの事業であり、それが規模要件に合っていればアセスをやりなさいという指導になると思います。

[委員] 同じ事業者が複数の関連事業をやる場合は条例42条に規定があるのですが、今問題になっているようなケースはあり得るような気がするのですが、条例の中に何か入れられないのですか。あるいは、事業者が違っていても複合影響があるような場合について、環境影響評価手続きをできる指導をすとか、指導だけでは甘いという議論もあるかもしれませんが。

[委員] 今の話で、例えば、最初にAの事業を行う場合に今ある緑地を5%残したとします。10年後に残した緑地を含む範囲でまた事業を行うときに、最初に残した5%の更に5%の緑地を残すということになると、緑地がどんどん少なくなるということが出てきます。だから、当初のいい環境について、事業を行う場合にどのように残すのかという技術的な基準についても、タイムスパンを含めたうえで、検討していかないといけないと思います。

[委員] 面積に対する割合でしょうから、それぞれの面積の中での割合を満たしていればいいのではないですか。

[委員] 緑地全部のうちの5%を残しなさいということがあった場合です。

[委員] 都市計画の開発許可制度では、一定面積以上の開発の場合は許可が要るものだから、その面積より少し小さい面積をまず開発して、またしばらくして、今度、その隣をまたやるという話はよく聞きます。

[委員] それならわかります。今年はA地域で行って再来年はB地域で行うという場合には、まとめてやらないといけない気はしますが、全く事業者が違うときに、A事業者とB事業者のところをまとめて予測評価することについては、本当にしているのか甚だ疑問があります。

[委員] 環境はもともとひとつで、各事業者がそれに対してどう関わるかというところで環境アセスをやるわけですから、環境がどれだけ保全されてどのように変化していくかというところのチェックが必要です。

[委員] いや、事業アセスですから、事業をやるに際して環境へどういう影響があるかということですよ。

[委員] 事業アセスはそうですが、それだと、問題を先送りして積み残しをしていくということではないですか。

[委員] おっしゃっていることはわかります。けれど、例えば、A事業者がアセスを行うときには他の計画が分からないので、A事業者は単独で行います。2年後にB事業者が隣でやるときに、B事業者は、基本的には自分のところの範囲における環境影響評価のチェックをして、この面積における義務は果たしているのに、A事業者のことが入っていないということで、それを否と言う理屈が見つかりません。ですから、B事業者に対して、BとAをまとめた形で予測評価を行うことを強いることは難しいと思います。

[事務局] 今言われたことは、よくわかりますし、課題だと思います。また、1つの約束事を事業者が未来永劫ずっと守らなければならないのかについても、なかなか難しい問題だと思います。例

えば、区画整理をやって公園として残したところについて、将来ずっと公園として残らず、どこかの段階でビルが建つかも知れません。私どもが今できることは、条例にかかっているアセスをやっていくことしかないものですから、この制度をよりいいものにしたいという気持ちはありますが、手の届くところと届かないところがあるとは考えています。

[委員] 今、生態系をネットワークという観点で見ていったときに、各事業だけで考えるとネットワークというものが生まれない場合が出てくると思います。そういう意味においては、アセスがあるからこそ、ネットワークが守れるということもあるのではないのでしょうか。だから、他の法律や他のところでやるということではなく、環境アセスとして項目の再検討をしていただきたいと思います。

[事務局] 今は、駅前のビルの建替のような街中の再開発が多く、生態系等が項目として挙がってきていないのが現実です。郊外に近いところで大規模な開発が続けてある場合でその緑をどういうふうに残したらいいかということは、おそらく審査会でも指摘されそれに沿った答申がいただけないと思います。

[委員] 他事業者の別の開発も考慮して、環境影響に配慮した事業をするように審査会から指摘がなされるのは、やはり、そうならないと困るという面があるからだと思います。複合的な影響が危惧される場合には、審査会あるいは名古屋市長が、そういうことに配慮すべきことを求めることができる、もしくは、求めるものとするように条例中に盛り込めるのであれば入れる意味はあると思います。

[部会長] 審査会に指摘されるまでもなく、事務局で方法書や準備書を作成するときには、当然そういう指導をしますよね。

[委員] 当然やられていることを、規定上可視化したほうがいいという意見です。

[事務局] 技術指針でもその時点の現況のデータを全部入れなさいということになっています。後から出てくるアセスについては、先に公表されている別の事業について全部盛り込んでいただくように指導しています。アセスの調査の中で周囲に自然が残っているからこの部分は改変しても大丈夫だというときに、その周囲の自然が残る保証がないことが問題になってくるため、公表されているものは入れる必要があります。しかし、再開発や土地の改変のような話があっても、どういう事業であるかの具体的なデータがないとアセスでは使えません。

[委員] 現実には全部入れることは無理で、できる範囲でよりよくということしかできないでしょう。

[部会長] 公表されていないものは仕方ないですが、大規模小売店舗立地審議会の方では、幾つかの事業者で1つの場所を開発するときには一体としてやります。そういう考えはアセスメントでも取り入れてもいいかと思えます。

[委員] 同時並行的に進んでいる事業の話は色々出ましたけど、バックグラウンドをどういうふうにも評価するかというものは、今はないのではないですか。順番に開発されてくると、一定の影響が蓄積されてくるのですが、そこは評価する必要はないのですか。

[事務局] それは今のアセスの中で、これから事業を行う事業者があらかじめ現況調査をして把握します。

[委員] 極端な例を言いますが、周りが開発されてしまって、一定の緑地や生態系がここだけに残っているという場所を開発する場合、そこは相当なダメージを受けますが、可能な限り保全しますということで進んでいきます。例えば30年前であれば、全然違う環境であったので、残ったところの開発がそのまま進んでいいのかなという気がします。

[事務局] 30年前には、周りに自然が残っているから5%ぐらいならいいという評価になったかもしれませんが。現状では、周辺に残る自然がない、そこだけ残されたようなところでの事業については、周りが開発されている前提でやることになります。藤前干潟を例にあげると、戦後しばらくの頃は弥富や飛島あたりに干潟が残っていましたから、藤前の50ヘクタールぐらいはどこにでもある干潟という評価だったと思います。しかし、藤前干潟の埋立計画ができたときには、その周りが全部埋められていたので、あれだけの自然という評価がなされました。今の制度でも、事業者が現況調査をする中で、貴重なのかそうでないのかという評価をして、それを審査、あるいは、市民の意見を聞きながらやっていくことになると思います。

[委員] 過去の歴史的な環境の変化をある程度評価に関する書類の中に落とし込んでいく必要があると思います。

[事務局] 生態系や緑地のアセスは少ないのですが、審査会の議論の中では、これまでの緑を踏まえた形で残したらどうかという意見が出るのではないかと思います。ただ、周りに住んでいる方の意見もあるかもしれませんので、色々な方の意見を聞きながら考えていくものだと思います。

[委員] いかにか守るかという話がありましたが、もう少し広い範囲で考えたときには、緑を増やしていくということもあると思います。ですから、そういったことも技術指針の中で検討していただきたいと思います。

[事務局] 街中の緑については、創っていくという方向があります。

[部会長] Aについては今後の方針のとおりで、今議論があったものを踏まえてまとめていただければと思います。

次に、リプレース事業に関していかがでしょうか。

[委員] 火力発電所やごみ焼却工場などの単なる同一機能のリプレースで、よくなるなら簡略化しようということなら、賛成です。

[委員] 私もそうです。

[委員] 負担が減ることはいいと思いますので、簡略化できるところはすればいいのですが、例えば、施設が一定期間存在して稼働すると、そこに新しい環境ができています。だから、今の環境自体はきちんと評価して、保全するところは保全しなければいけないと思います。特に生態系については、管理された敷地内ですので、事業者が調査する必要があると思います。

[委員] 公共の事業については各関連部署との連絡が非常に少ないようですが、それを密にさせていただくことも含めて、厳しく基準を考えていただきたいと思います。

[事務局] 公共事業は税金を使って、強制力でやっている面もありますが、アセスメントの制度としては、事業主体は区別せず、公共事業でも民間事業でも、環境の保全上の配慮はしていただきます。その上で、それぞれの事業者の意識として公共事業は今言われたことがあると考えています。

[部会長] 公共事業ということでは基準は変えられないですね。リプレースについては、環境負荷の低減が図られる案件については、短縮できるようにということで技術指針を見直していただきたいと思います。

次の議題について説明をお願いします。

## イ 事業者による配慮書の周知方法について

[事務局] (資料2について説明)

[部会長] ありがとうございます。配慮書の説明会についての議論がありましたが、いかがですか。裏の表ですが、京都市は説明会の開催を義務化しているのですか。

[事務局] 京都市に確認をしましたが、説明会または色々な方法から選択できるということで、説明会を義務付けているわけではないそうです。京都市は公共事業の上位計画に当たるようなものを対象として16件の手続き実績がありますが、そのうち1件だけ説明会を行ったと聞いています。

[部会長] ほかの自治体は。

[事務局] ほかの自治体についても説明会を義務としているわけではありません。

[委員] 東京都はどのような状況でしょうか。

[事務局] 東京都も公共事業の上位計画などが対象で、説明会を開催しなさいという規定です。

[委員] 実際に開催しているのですか。

[事務局] 公共事業の上位計画、政策決定に対して義務付けしているわけですから、当然行われていると思います。

[委員] 先ほどの説明の中で、配慮書の説明会を義務付けると複数案が出にくいということでしたが、それはどういう趣旨ですか。

[事務局] 例えば、土地の複数案としてA、B、Cの案が出された場合、それぞれの地域で説明会を開催することを義務づけてしまうことになると、説明会を何度も開催することを嫌がって事業者が1つの案しか出さない方向に流れてしまうおそれがあります。仮に、土地は複数案で、説明

会は1ヶ所でもいいとすれば、説明会が行われなかった地域でクレームが出る可能性があります。

[委員] 改正法における考え方に沿ってやればいいというのが私の考えです。それより1歩、2歩踏み込む必要がどこにあるかがわかりません。

[委員] 説明会が義務化されない場合は、どういう形で周知されるのですか。

[事務局] 告示、縦覧が当然される周知です。それから、ウェブサイトや広報なごやでも周知します。

[委員] そこに複数案が説明されているのですか。

[事務局] 複数案については、公表された図書の中に書かれます。

[委員] 事業者がつくった書類は全部公表されているという前提で、意見を言いたい人は述べることでできる形になっていて、その上、率先して住民のところに行って説明会を開催して意見を求めるということを義務づけるかどうかということが論点だと思ったのですが。

[部会長] パンフレットなどでの周知はするのですね。説明会の開催を「努めること」とすると、事業者としては、特別な理由がなければ原則としてやることになると思うのですが。

[事務局] 条例の中で、「努めるものとする」とか「努めること」という規定を設けますと、それに対する対応はどうかとといったところは問われると思います。

[委員] 配慮書以外の方法書などは義務化するのですね。

[事務局] 方法書の説明会は、今回の改正の中で義務化することで話をしました。

[委員] 今まで、説明会について「努めること」という書き方をしているものに対して、開催実績はありますか。

[事務局] 現行条例では、方法書の説明会についての規定はありません。規定がなくても説明会を行う事業者もいます。

[委員] 特に義務化されていなくても説明会をやっているところが多いとなれば、私は、環境首都なごやを掲げるのであれば、ほかの自治体で義務づけているかどうかは別として、配慮書の説明会を義務化しても複数案が出にくくなるということはないと思います。強い反対があれば引っ込みますが、議論はまだ流動的なところから始めたほうが、市民の方が質問しやすかったり、興味を持ちやすいという側面を考えると、配慮書の説明会を義務づけてはどうかと思います。

[事務局] 早い段階から説明会をすることで、環境意識は高まると思います。説明会を否定しているわけではなく、色々な機会をとらえて周知する努力は必要だと思いますが、やり方を考えたほうがいいと思っています。また、市民の意見については、環境の保全の見地からの意見の提出を受ける手続きを設けるつもりですので、意見を聴く仕組みはあります。

[委員] もう一回確認ですが、説明会の開催を義務化している自治体は東京都であると書いていますが、これは配慮書ですか。

[事務局] いわゆる配慮書です。東京都については、東京都がやる事業について配慮書段階から手続きを義務づけています。

[委員] いつ作ったのですか。改正法ではこれから入れるのではないのですか。

[事務局] ここにある横浜市以外の5つの自治体については、数年前に条例又は要綱の中に先進的に入れています。上位計画まで対象に入れているところもあります。

[委員] 東京都は配慮書の説明会を義務にしているのですか。

[事務局] 東京都は、都の行う事業に限ってですが、配慮書段階から始めた事業が3件あると聞いています。東京都は説明会の開催が義務ですが、埼玉県では、説明会の開催、シンポジウム、ワークショップ、説明ブースの設置など中から選択するようになっています。周知方法は、説明会でもいいですし、有識者を呼んでシンポジウム形式で話しをしてもらう方法や、ショッピングセンター等の人が集まる場所でパネルを設置して担当者が説明するような方法など、事業者が創意工夫をすればいいということが国の制度の考え方でもありますし、名古屋市も同じような考え方に立ちたいということで提案をしています。

[委員] 私は、必要であれば多分やっていくと思うので、義務化にこだわる必要はないと思っています。

[委員] インターネット上で見やすいように、何クリック以内とか、PDFにすると皆さん見ないということですか。

[部会長] 私はPDFでダウンロードしたいなと思います。

[委員] 一般的にはPDFにすると、見る人が減ってしまうのです。

[委員] 先ほどの話で、配慮書の柔軟な仕組みという意味は理解しました。何が何でも文字どおり説明会でなければいけないと言うつもりはないのですが、できるだけ事業者と市民が対面する形で意見を聞く方法が選ばれる努力をしてもらいたいです。

[部会長] ウェブページで質問を受けつけるというのはいけないのですね。

[委員] そういうものはあっていいのですが、説明会のように少し大人数で一堂に会したほうが、そこで提起された疑問などが住民同士で共有されるのでベストだという気がします。少なくとも紙やメール以外のやり取りの方法があったほうがいいという趣旨です。

[委員] いかに早い段階から地域住民と事業について話し合っていくのかということが制度としてあった方がいいと思いますので、公共事業については義務化した方がいいと思います。

[事務局] 事務局としては、公共事業と民間事業を分けるのは難しいと思っています。もともと民間事業に配慮書は必要ないという考え方もあるかもしれませんが。

[委員] 土地の複数案は私企業では出せないかもしれませんが、でも、施工方法など環境への配慮の仕方が違う複数案は出せるので、公共以外であっても配慮書は要ると思います。

[部会長] あえて書かなくても、公の事業はやってくれると信じて疑わないのですけれど。

[委員] 周知方法の例が出ていますけれども、名古屋市としては、周知方法の具体的な案はあるのですか。

[事務局] 他自治体の事例を参考にしていきたいと思っています。

[部会長] 周知方法はこういうものがあるということを示してもらったほうがいいと思います。それでは、配慮書の説明会については、「努めること」ということでお願いしたいと思います。以上がこちらで用意した議題ですが、ほかに何かありますか。

[委員] 条例43条にある評価書の後の許認可への反映ですが、これは今回見直しになるのですか。適正な配慮をするものとするというこの条文がよくわからないのですが。

[事務局] 環境上のことについて、評価書に書いてあることをそのとおりにやってもらうということです。2項は、市長以外の他の公立の権限のところまでは及ばないので要請となっています。

[委員] この適正な配慮をするものとするという書き方が、2050年の環境基本計画を掲げる自治体の市長として、許可あるいは不許可にする際に、アセスの結果をきちんと反映すると読めればいいのですが、わかりにくい書き方だと思います。

[事務局] 例えば、3戦略の方向性が入っているかどうか、二酸化窒素の環境目標値を上回っているかどうかについては、許認可の段階ではなく準備書の段階で審査して、事業者に市長意見を出して、評価書では守っていただくという形でやっていくものであると思います。43条の許認可等の配慮については法律にもありますが、これは他の法律や条例との横断条項のような形のもです。

[委員] 事後調査について、これを改正しなければならないということがはっきり分からないのですが。

[事務局] 事業者が評価書の中で、約束していることについて、守られているかどうか事後に確認していただくということです。実際に調査をして、予測に反して高くなったり予測が外れたときにはケース・バイ・ケースでやっていただくことになると思います。

[部会長] ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

[事務局] (事務連絡)

[部会長] それでは、今日はありがとうございました。